



フリマアプリの商品販売ページでハッシュタグ機能を利用して記号「#」と共に他社の商標登録された商品名を表示した場合、他社商標権の侵害になりますか？

(大阪府 T. I)



1. ハッシュタグの役割

ハッシュタグとは、SNSやフリマアプリ等で使用される記号「#」で始まる文字列を指します。たとえば、投稿者が「#チャンネル」「#特許庁」のように、記号「#」の後に関連するワードを入れて（タグ付けをして）投稿していれば、閲覧者はタグを検索することで容易に当該投稿内容にアクセスできます。近年、人気ブランドや話題のワードをタグ付けしてアクセス数を稼ぐ手法が用いられることもあり、ハッシュタグと商標権侵害との関係が注目されます。

2. 裁判例〈令和2年(ワ)第8061号〉

フリマアプリ「メルカリ」上でのハッシュタグによる他人の登録商標の使用が商標権侵害に該当するかどうか争われた事件について、令和3年9月に下記のとおり商標権侵害を認める判決が出ました。

[事件の概要]

登録第6232133号商標「シャルマントサック」に係る商標権（以下、本件商標権）を有する原告が、被告が「メルカリ」上に開設したサイト（以下、被告サイト）に「#シャルマントサ

ック」（以下、被告標章1）等と表示する行為に対し、本件商標権に基づき、被告サイトにおける被告標章1等の表示行為の差止めを求めた事案。

[判決の要旨]

記号部分「#」は、商品等に係る情報の検索の便に供する目的で、当該記号に引き続く文字列等に関する情報の所在場所であることを示す記号として理解されるため、被告サイトにおける被告標章1の表示行為は、メルカリ利用者がメルカリに出品される商品等のなかから「シャルマントサック」なる商品名等に係る情報を検索する便に供することにより、被告サイトへ当該利用者を誘導し、当該サイトに掲載された商品等の販売を促進する目的で行われるものといえる。

また、被告サイトにおける被告標章1の表示は、メルカリ利用者が検索等を通じて被告サイトの閲覧に至った段階で、当該利用者に認識されるものであるため、当該利用者にとって、被告標章1の表示は、それが表示される被告サイト中に「シャルマントサック」なる商品名等に関する情報が所在することを認識することとなる。これには、「被告サイトに掲載されている商品が

『シャルマントサック』なる商品名またはブランド名のものである」との認識も当然に含まれ得る。

他方、被告サイトの表示内容から、掲載商品が被告自ら製造するものであること、「シャルマントサック」「ドットバッグ」等のタグ付けされた文字列により示される商品そのものではなくとも、これに関心を持つ利用者に推奨される商品であることを示すものとも理解し得る。しかし、これらの表示は、それ自体として被告標章1の表示により生じ得る「被告サイトに掲載されている商品が『シャルマントサック』なる商品名またはブランド名である」との認識を失わせるに足りるものではなく、これと両立し得る。

これらの事情を踏まえると、被告標章1は、商標的使用がされているものと認められる。

3. ご質問への回答

上記判決を考慮すると、商品販売ページで「#」と共に他社の商標登録された商品名を表示する行為が商標権侵害となる可能性を否定できませんので、早期に専門家へご相談されることをお勧めします。